

第2章

地域福祉を取り巻く現状

1 統計データ等から見る本市の現状

(1) 大阪市における人口・世帯数等の推移

人口等の動向

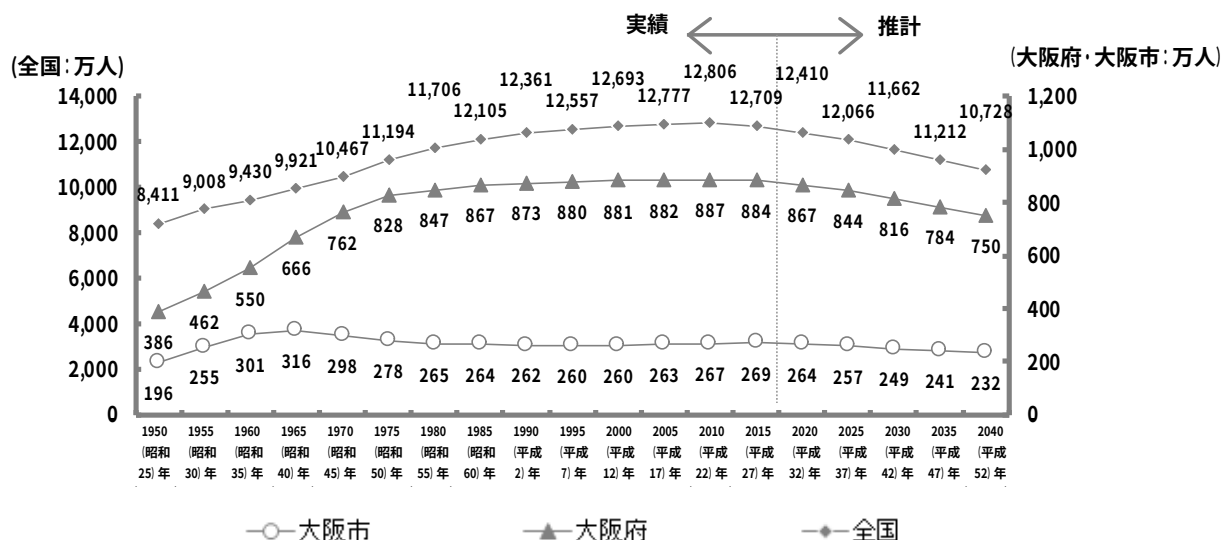
① 人口の推移

国勢調査による大阪市の人口は、1950（昭和25）年から1965（昭和40）年まで大きく増加し約316万人となりましたが、その後減少に転じ、1980（昭和55）年より260万人台で推移しています。1980（昭和55）年以降、2000（平成12）年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、2015（平成27）年には約269万人となっています。

全国や大阪府の人口は、1950（昭和25）年から2010（平成22）年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

今後の推計をみると、大阪市の人口は2015（平成27）年以降、本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。

人口の推移と推計



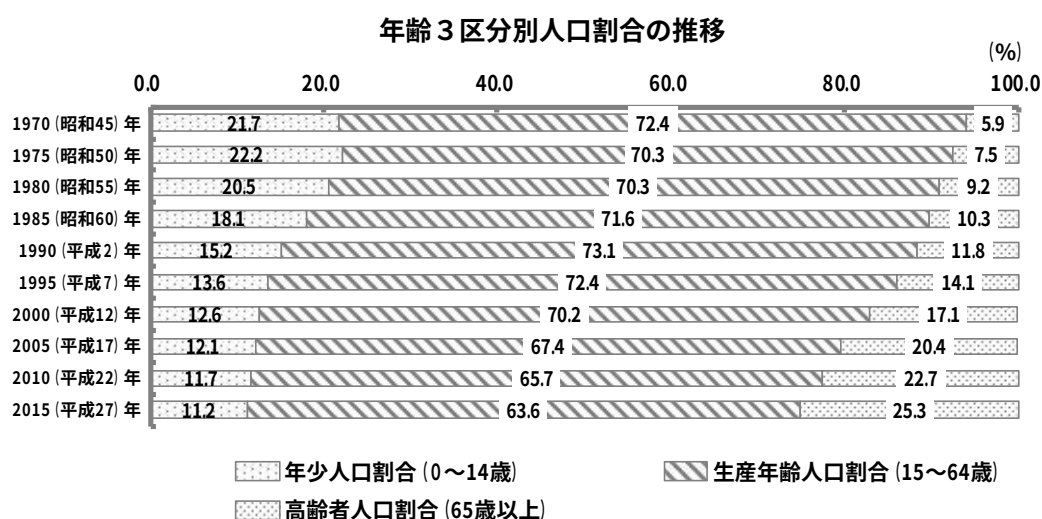
出典：実績値は、国勢調査

推計値は、大阪市人口ビジョン（2016（平成28）年）

② 高齢化の進展

大阪市の高齢化の進行を長期的にみると、1970（昭和45）年から1975（昭和50）年までの間に高齢化率が7%を超えて「高齢化社会」に突入しました。

さらに、1990（平成2）年から1995（平成7）年までの間に高齢化率が14%を超えて「高齢社会」に移行し、2010（平成22）年に高齢化率が21%を超え超高齢社会となりました。2015（平成27）年には、高齢者人口の比率が25.3%と、4人に1人が高齢者となっています。



出典：国勢調査

(注)

高齢者人口・・・65歳以上の人口をいいます。

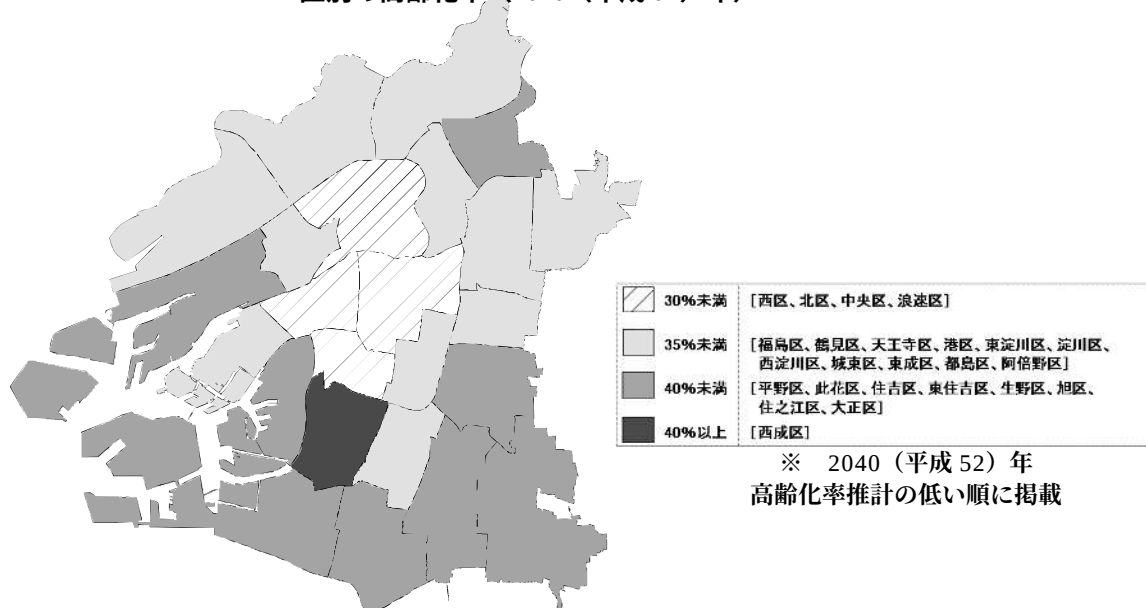
高齢化率・・・人口に占める高齢者人口の割合をいいます。

高齢化社会、高齢社会、超高齢社会・・・高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」といいます。

③ 区別の高齢化率

大阪市の高齢化率は、2040（平成52）年には、33.6%になると予測されています。区別でみると、中心部の4区（西区、北区、中央区、浪速区）で30%未満にとどまるのに対し、南部を中心とした8区（大正区、住之江区、旭区、生野区、東住吉区、住吉区、此花区、平野区）で35%を超えると見込まれており、特に西成区では42.5%に達すると見込まれています。

区別の高齢化率（2040（平成52）年）



※ 2040（平成52）年
高齢化率推計の低い順に掲載

出典：大阪市人口ビジョン（2016（平成28）年）

区 名	2015 (平成27)年 高齢化率	2040 (平成52)年 高齢化率 推計	2015 (平成27)年 -2040 (平成52)年 伸び率	区 名	2015 年 (平成27)年 高齢化率	2040 年 (平成52)年 高齢化率 推計	2015 (平成27)年 -2040 (平成52)年 伸び率
北 区	19.2%	28.5%	9.3%	東淀川区	23.9%	32.9%	9.0%
都 島 区	23.6%	34.4%	10.8%	東 成 区	25.7%	34.4%	8.7%
福 島 区	20.0%	30.2%	10.2%	生 野 区	31.4%	37.4%	6.0%
此 花 区	26.2%	36.1%	9.9%	旭 区	29.4%	37.5%	8.1%
中 央 区	16.5%	29.2%	12.7%	城 東 区	25.1%	34.3%	9.2%
西 区	16.1%	23.0%	6.9%	鶴 見 区	21.8%	30.4%	8.6%
港 区	27.1%	32.8%	5.7%	阿倍野区	25.5%	※35.0%	9.5%
大 正 区	30.1%	39.0%	8.9%	住之江区	28.4%	38.6%	10.2%
天王寺区	19.8%	30.9%	11.1%	住 吉 区	27.2%	36.1%	8.9%
浪 速 区	19.4%	29.4%	10.0%	東住吉区	29.2%	36.8%	7.6%
西淀川区	24.5%	33.6%	9.1%	平 野 区	27.6%	36.0%	8.4%
淀 川 区	23.0%	33.0%	10.0%	西 成 区	38.7%	42.5%	3.8%
				(参考)全国	26.6%	36.1%	9.5%
				(参考)大阪市	25.3%	33.6%	8.3%

※阿倍野区の2040（平成52）年高齢化率推計について、34.98%を35.0%と表記しているため、35.0%未満に分類

出典：国勢調査（2015（平成27）年）

推計値は、人口問題研究所（国）、大阪市人口ビジョン（2016（平成28）年）

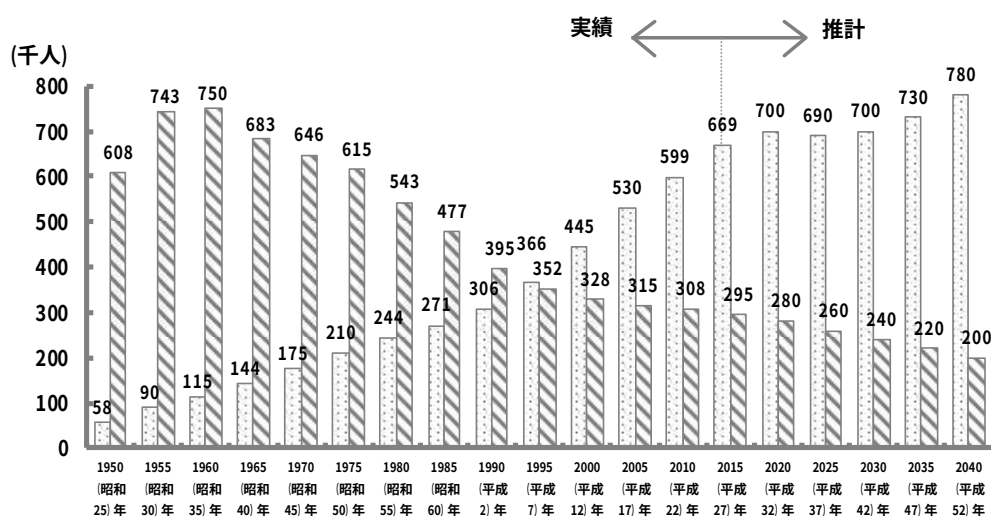
※高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出

④ 高齢者及び年少人口の推移

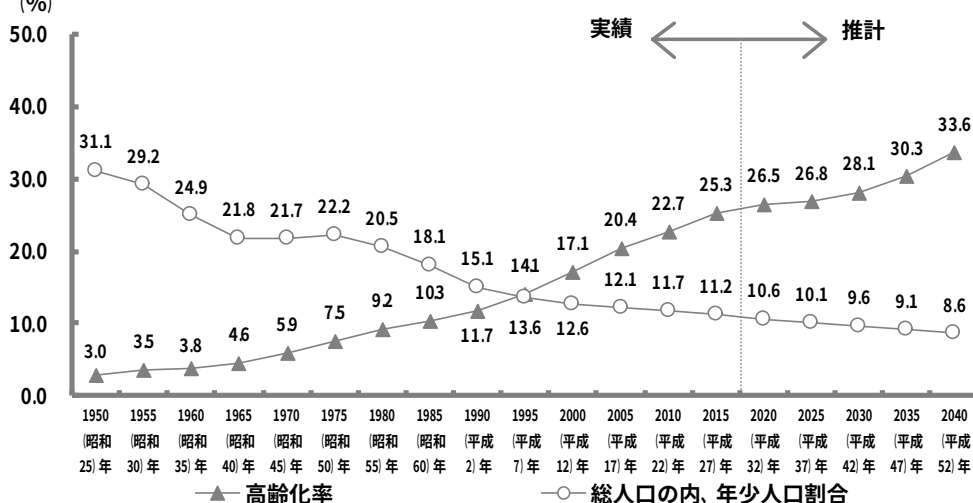
大阪市の高齢者人口は、1950（昭和25）年以降増加しており、2015（平成27）年は669千人となっています。また、2020（平成32）年以降も増加傾向にあり、2040（平成52）年には780千人、高齢化率は33.6%になると見込まれています。

また、年少人口（0～14歳）は、1960（昭和35）年をピークに減少しており、2015（平成27）年は295千人となっています。また、2020（平成32）年以降も減少し、2040（平成52）年には200千人、人口に占める年少人口の割合は8.6%になると見込まれています。

高齢者人口・年少人口の推移と推計



高齢化率・年少人口割合の推移と推計



※高齢化率 総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合

出典：国勢調査

推計値は、大阪市人口ビジョン（2016（平成28）年）

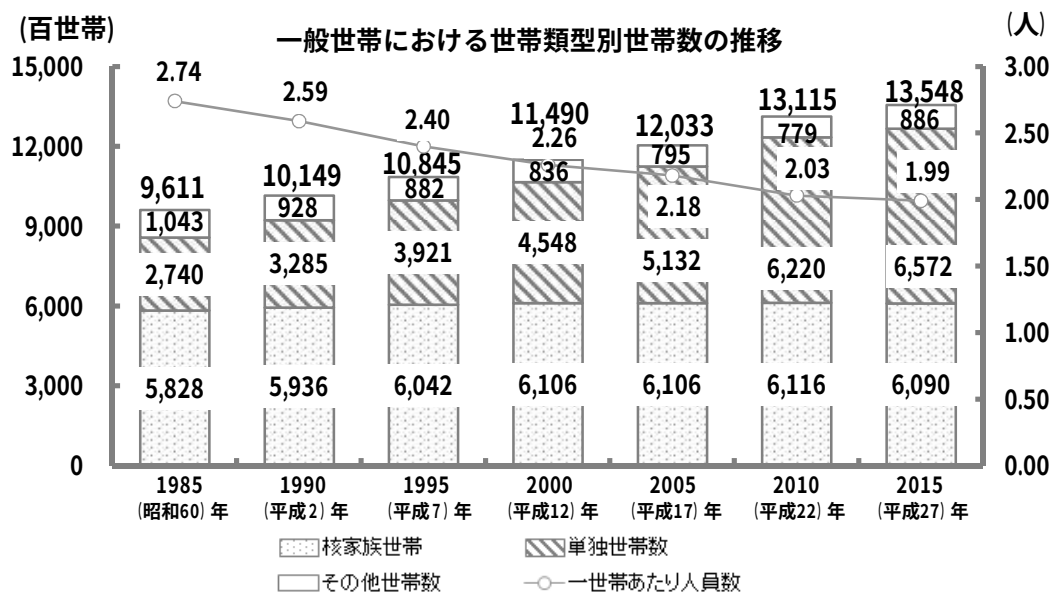
世帯等の動向

① 世帯数の推移

国勢調査によると、大阪市の一般世帯数は、1985（昭和60）年以降増加しています。世帯類型別にみると、単独世帯が増加しており、核家族世帯は横ばいとなっています。

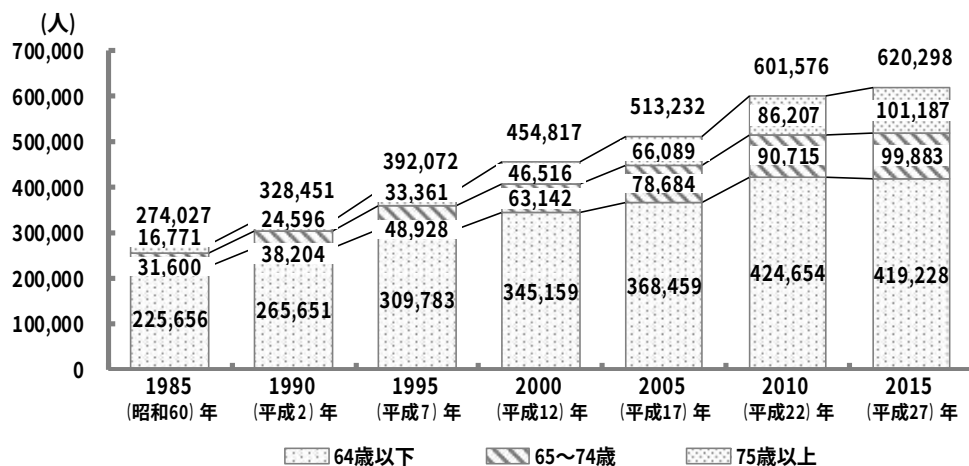
単独世帯の増加に伴い、1世帯あたりの人員は減少を続けており、2015（平成27）年には1.99人となっています。

また、単独世帯の年齢構成を65歳未満、65～74歳、75歳以上の3区分に分けて推移をみると、65～74歳及び75歳以上の区分の占める割合が増加しています。



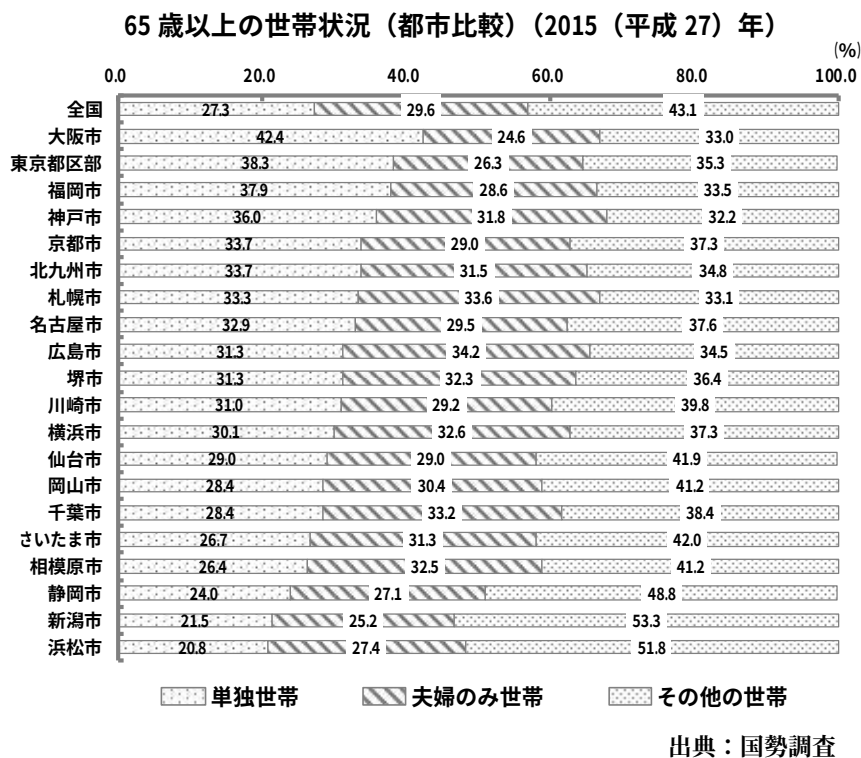
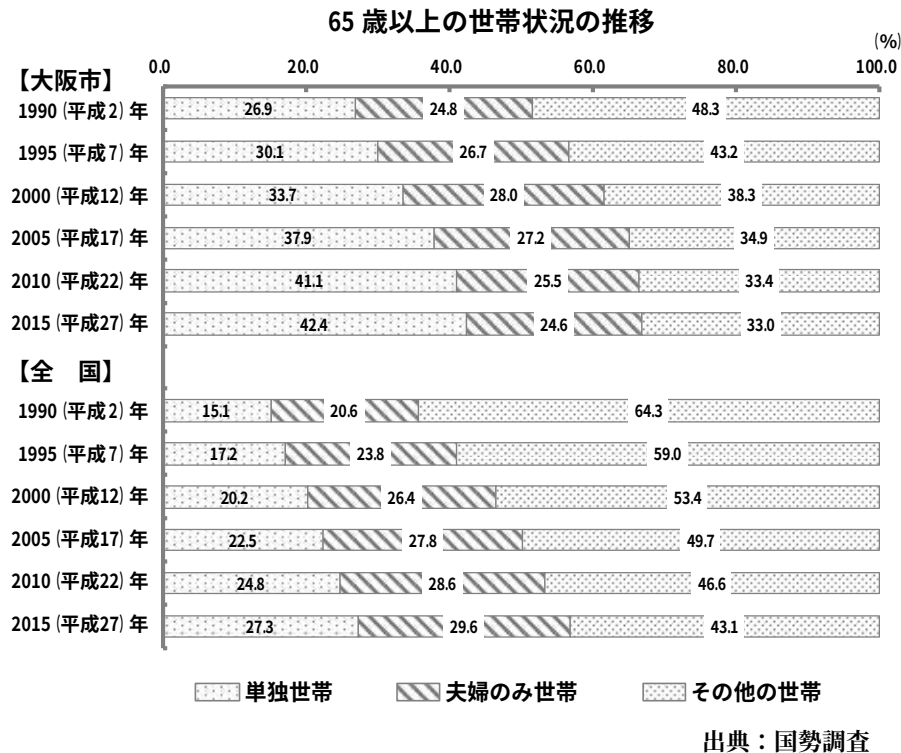
※一般世帯とは、総世帯から「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童保護施設などの入所者」「定まった住居を持たない者」などを除いた世帯
 ※単独世帯とは、世帯人員が1人の世帯を指します。「単身世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。
 ※核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子供」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子供」のいずれかからなる世帯を指します。

単独世帯に占める年齢別の推移



② 高齢者のいる世帯の状況

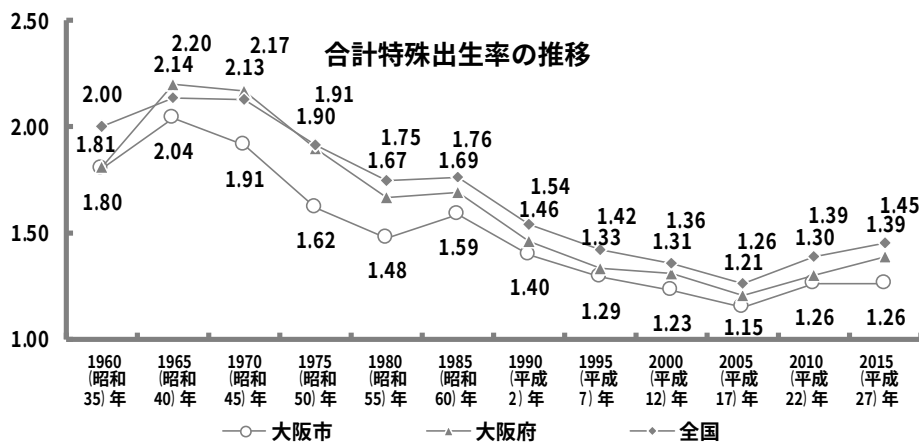
大阪市の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況をみると、単独世帯の割合が増加しており、2015（平成27）年の単独世帯の割合は全国や他都市に比べて高く、42.4%となっています。



その他関連データからみる動向

① 合計特殊出生率の推移

大阪市の合計特殊出生率の推移をみると、1965（昭和40）年以降、減少傾向となっており、2005（平成17）年には1.15まで落ち込みましたが、その後はやや回復しており、2015（平成27）年は1.26となっています。



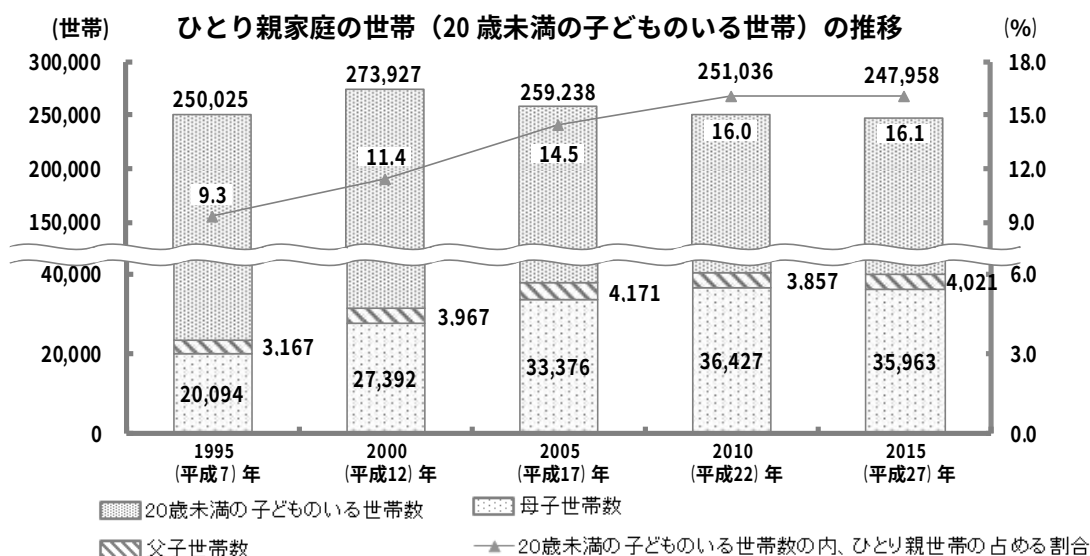
※合計特殊出生率とは15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした場合のこどもの数を計算したもの

出典：人口動態統計・大阪市保健所

② ひとり親家庭の世帯（20歳未満の子どものいる世帯）の推移

大阪市の20歳未満の子どものいる世帯の推移をみると、2000（平成12）年以降、減少しています。その内、ひとり親家庭の世帯（20歳未満の子どものいる世帯）の推移をみると、2000（平成12）年以降増加しておりましたが、2010（平成22年）をピークに横ばいで推移しています。

20歳未満の子どものいる世帯の内、ひとり親世帯の占める割合をみると、1995（平成7）年以降、2010（平成22）年まで増加傾向にあり、その後は横ばいで推移しています。

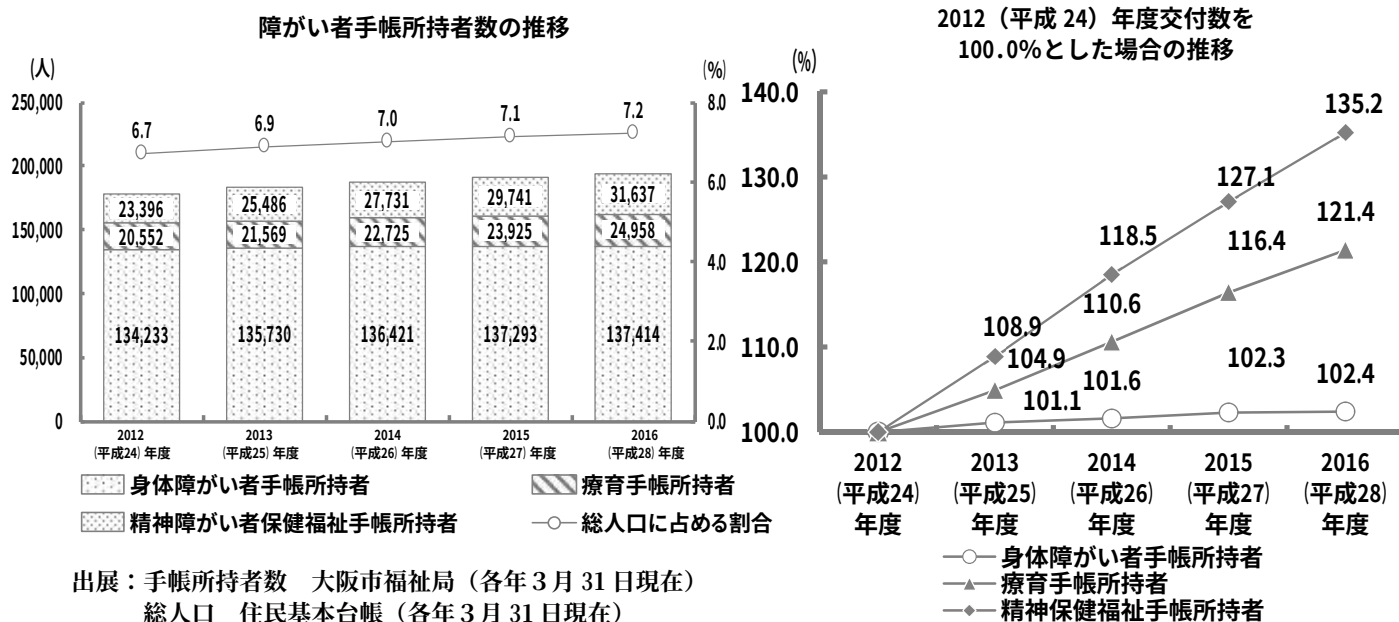


※平成7年は「18歳未満の子どものいる世帯数」

出展：国勢調査

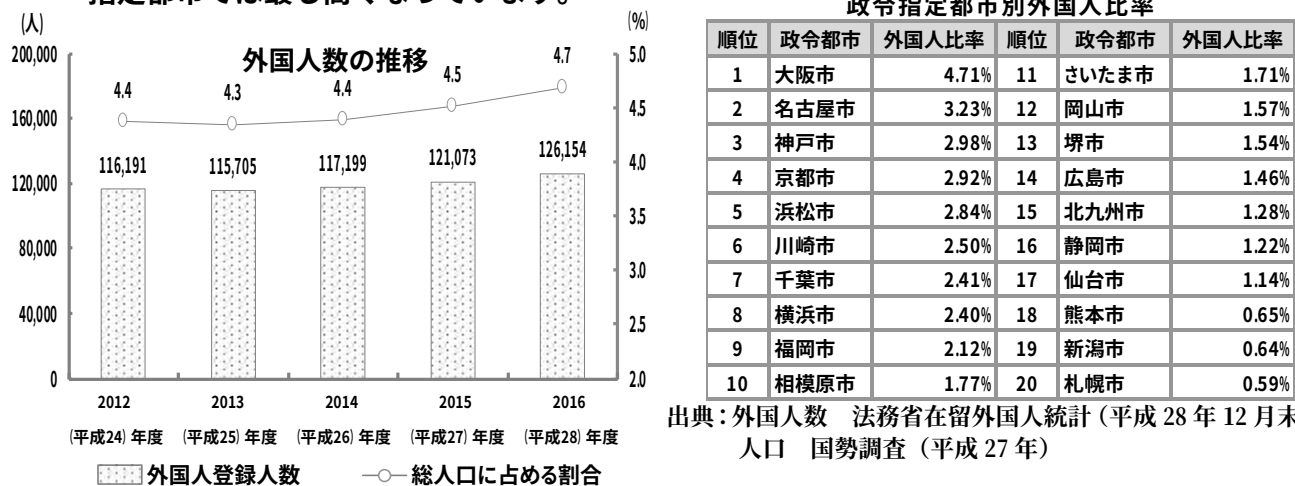
③ 障がい者手帳所持者数の推移

大阪市の障がい者手帳所持者数は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しており、2016（平成28）年度には身体障がい者手帳所持者が137,414人、療育手帳所持者が24,958人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が31,637人となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、2012（平成24）年度に比べ約1.4倍となっており、身体障がい者手帳・療育手帳所持者と比べ大幅に増加しています。



④ 外国人数の推移

大阪市の外国人登録人口をみると、2016（平成28）年度末で126,154人となっており、2012（平成24）年度末と比較すると9,963人増加しています。また、総人口に占める割合についても、増加しており、2016（平成28）年度で4.7%と政令指定都市では最も高くなっています。



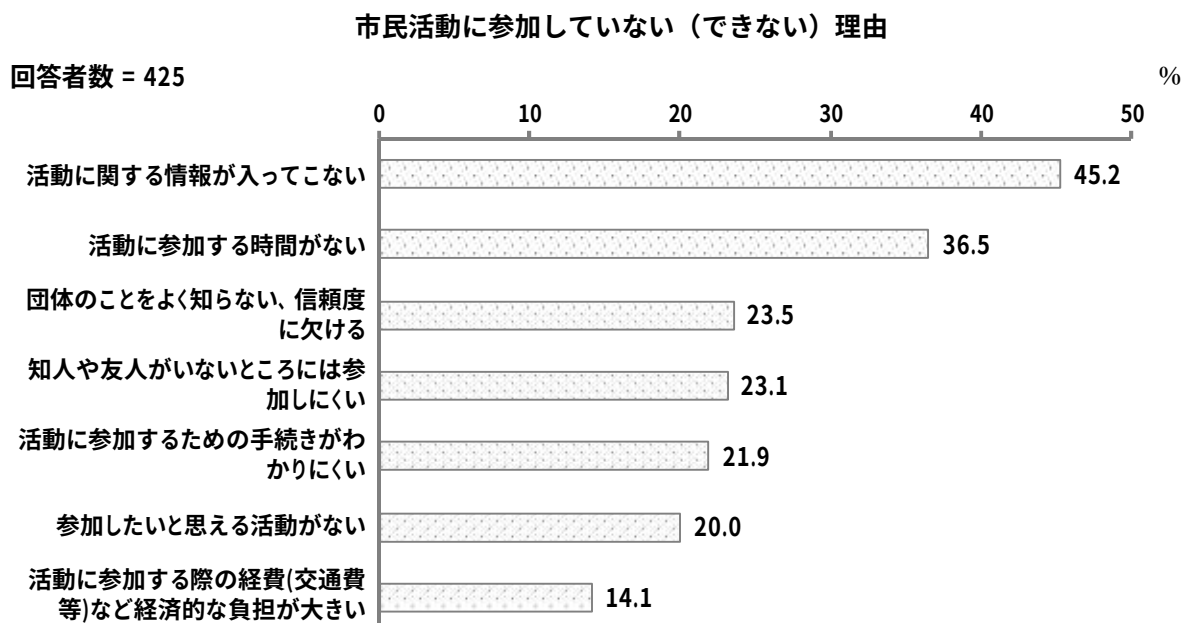
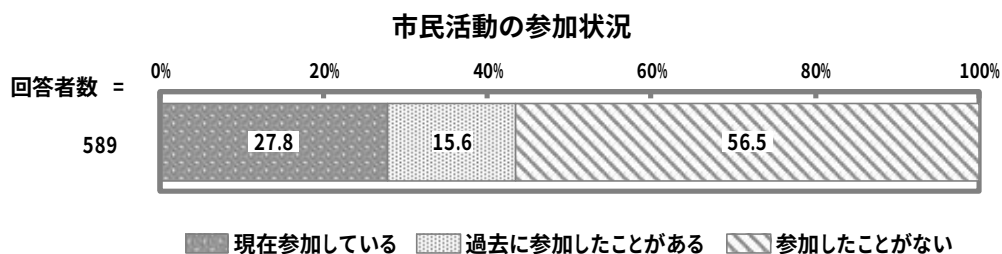
出典：外国人数 法務省在留外国人統計（平成28年12月末現在）
人口 国勢調査（平成27年）

(2) 市民の意識と活動の状況

① 市民活動への参加状況

市政モニターアンケート「市民活動への参加状況等について」によると、市民活動への参加について、「参加したことがない」が56.5%となっています。

また、市民活動に参加していない（できない）理由について、「活動に関する情報が入ってこない」の割合が45.2%で最も高く、次いで「活動に参加する時間がない」（36.5%）「団体のことをよく知らない、信頼度にかける」（23.5%）「知人や友人がいないところには参加しにくい」（23.1%）「活動に参加するための手続きがわかりにくい」（21.9%）「参加したいと思える活動がない」（20.0%）と続いています。



出展：市政モニターアンケート「市民活動への参加状況等について」（2017（平成29）年2月）（抜粋）

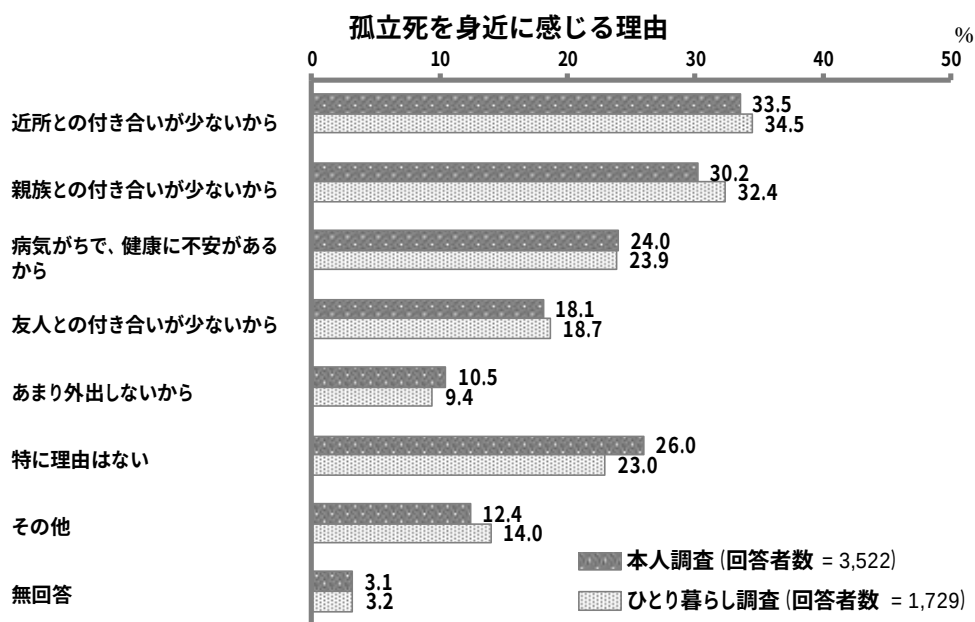
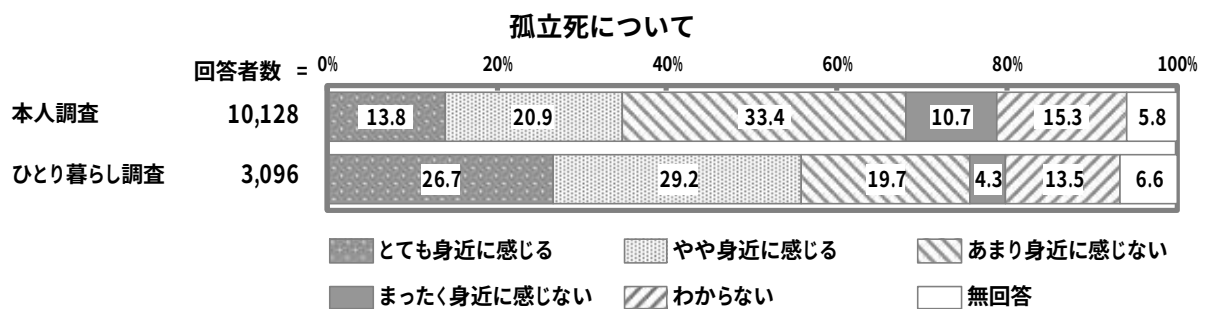
② 高齢者実態調査から見てくる状況

(ア) 孤立死について

高齢者実態調査によると孤立死について、本人調査では「とても身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた34.7%が身近だと感じています。

ひとり暮らし調査では「とても身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた55.9%が身近だ感じており、ひとり暮らしの高齢者が、より孤立死を身近に感じています。

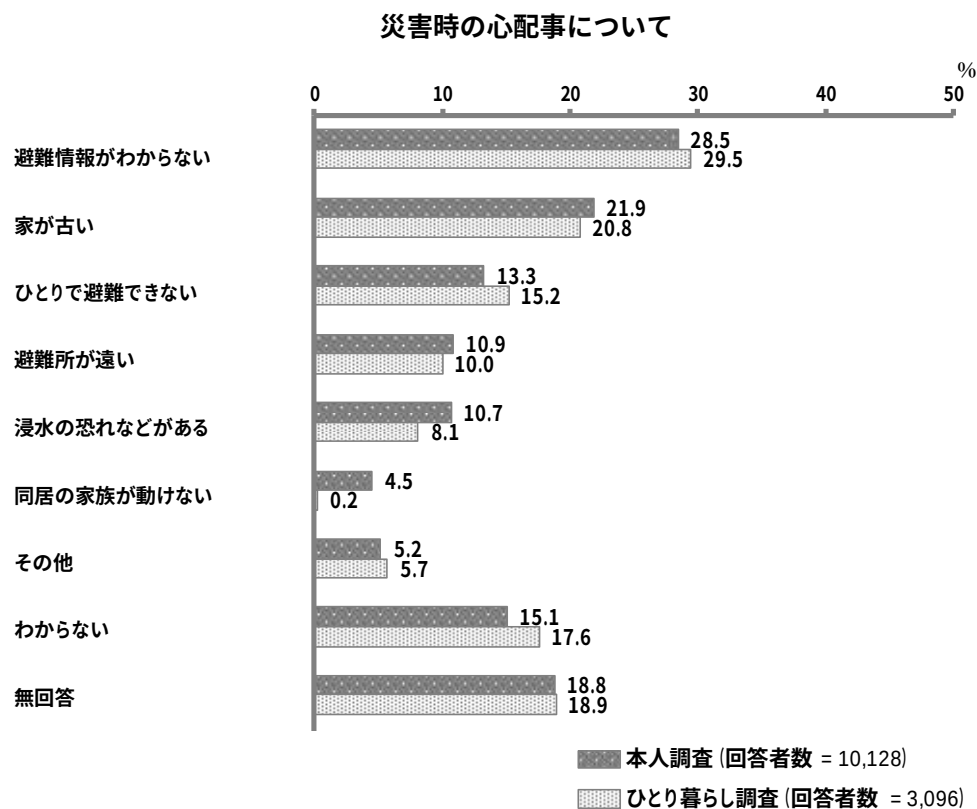
孤立死を身近に感じる理由は、本人調査では「近所との付き合いが少ないから」が33.5%で最も高く、次いで「親族との付き合いが少ないから」が30.2%となっています。



出展：高齢者実態調査報告書（2017（平成29）年3月）

(イ) 災害時の心配事について

災害時の心配事について、本人調査、ひとり暮らし調査ともに「避難情報がわからない」の割合が最も高く、それぞれ28.5%、29.5%となっています。



出展：高齢者実態調査報告書（2017（平成 29）年 3 月）

(ウ) 福祉人材の確保の状況について

福祉人材の確保について、調査全体では「確保は難しい」が22.5%となっています。

施設別にみると、地域密着型特別養護老人ホームでは「確保は難しい」が60.0%と高くなっています。

また、介護職員の離職率は産業計と比べてやや高い水準となっています。

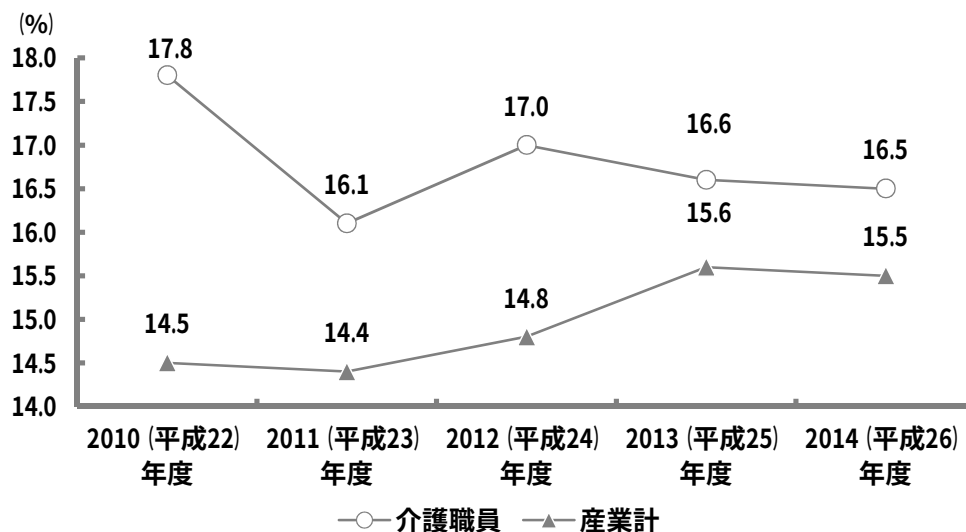
調査全体回答率内訳

調査数	確保できている	なんとか確保できている	確保は難しい	無回答
551	76	342	124	9
100.0%	13.8%	62.1%	22.5%	1.6%

施設別回答率内訳

	確保できている	なんとか確保できている	確保は難しい	無回答
特別養護老人ホーム	9.7%	63.4%	26.9%	0.0%
地域密着型特別養護老人ホーム	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%
介護老人保健施設	16.7%	54.2%	27.1%	2.1%
介護療養型医療施設	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%
養護老人ホーム	0.0%	63.6%	27.3%	9.1%
軽費老人ホーム	56.3%	31.3%	12.5%	0.0%
生活支援ハウス	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
認知症高齢者グループホーム	16.0%	56.3%	26.1%	1.7%
有料老人ホーム	11.5%	70.5%	16.4%	1.6%
サービス付き高齢者向け住宅	10.9%	62.5%	23.4%	3.1%

産業計と介護職員の離職率の比較 (全国)



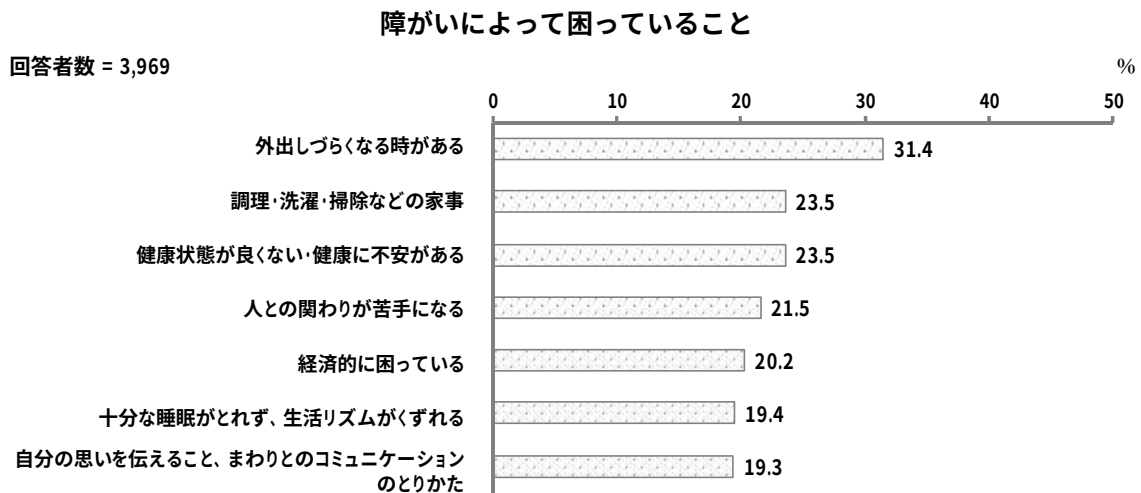
※ 離職率＝1年間の離職者数÷労働者数

出典：高齢者実態調査報告書（2017（平成29）年3月）
 厚生労働省「平成26年度雇用動向調査」
 （財）介護労働安定センター「平成26年度介護労働実態調査」

③ 障がい者基礎調査から見てくる状況

(ア) 障がいによって困っていることについて

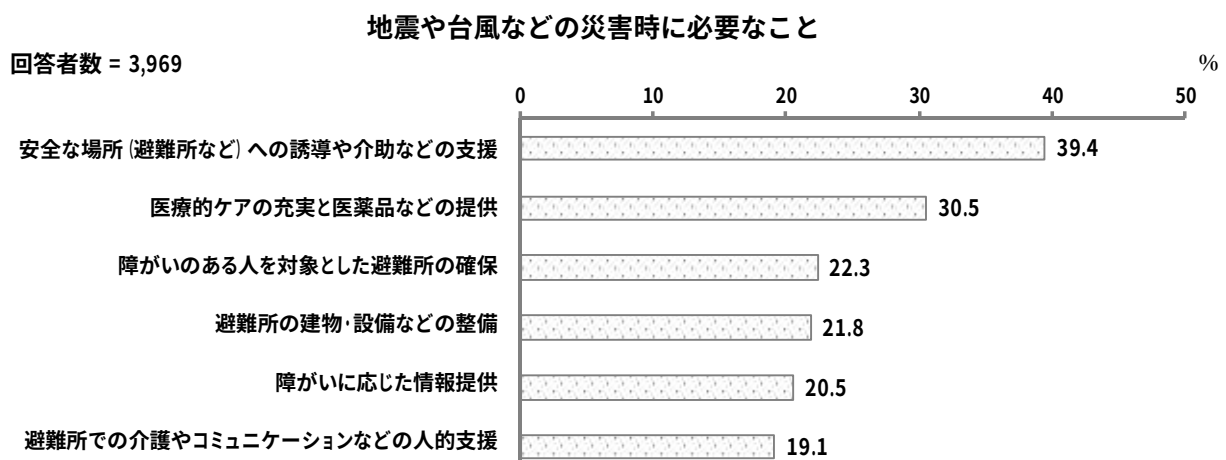
障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が31.4%で最も高く、次いで「調理・洗濯・掃除などの家事」、「健康状態が良くない・健康に不安がある」がいずれも23.5%、「人との関わりが苦手になる」が21.5%と続いています。



出展：2016（平成 28）年度大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

(イ) 災害時に必要なことについて

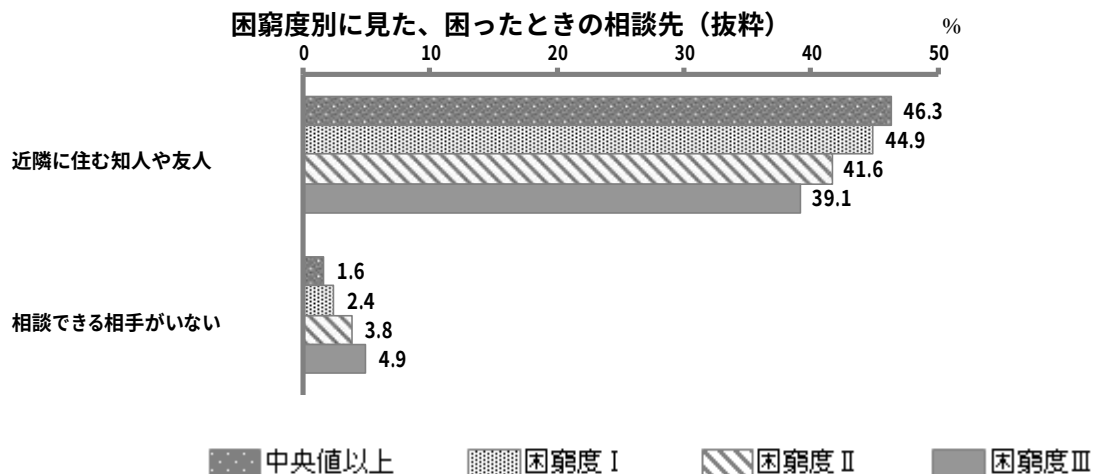
地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が39.4%で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」（30.5%）、「障がいのある人を対象とした避難所の確保」（22.3%）「避難所の建物・設備などの整備」が21.8%と続いています。



出展：2016（平成 28）年度大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

④ 子どもの生活に関する実態調査から見てくる状況

保護者の困ったときの相談先をみると、困窮度が高いほど、近隣に住む知人や友人に相談している割合が低く、「相談できる相手がいない」の割合が高くなっています。また、困窮度が高くなるにつれて、子どもを学習塾や習い事へ通わすことができなかったとの回答が高くなっており、実態調査の調査分析では「学力ではなく、家庭の経済状況によって学習の場や機会が制限されてしまっていることが示唆されている。」とされています。



困窮度の分類

中央値以上	等価可処分所得最大値
困窮度Ⅰ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン
困窮度Ⅲ	中央値の50%のライン
	等価可処分所得最大値

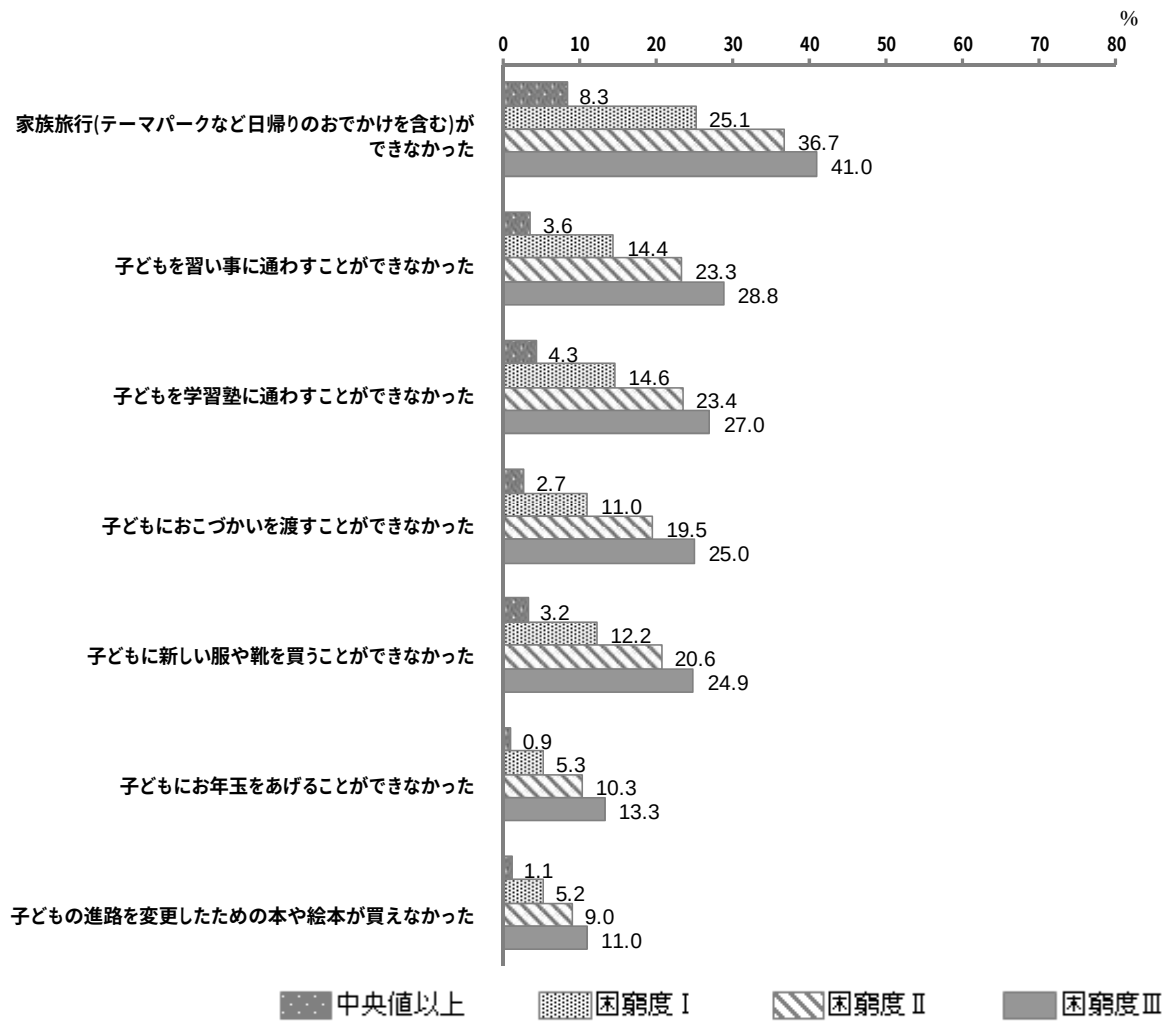
大阪市困窮度別人数

困窮度分類	人数	%
中央値以上	11,456	50.0
困窮度Ⅰ	6,430	28.1
困窮度Ⅱ	1,515	6.6
困窮度Ⅲ	3,490	15.2
合計	22,891	100.0

※等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人の平方根で割った額）

出展：子どもの生活に関する実態調査を一部改編（2017（平成29）年3月）

困窮度別に見た、子どもについて経済的な理由による経験



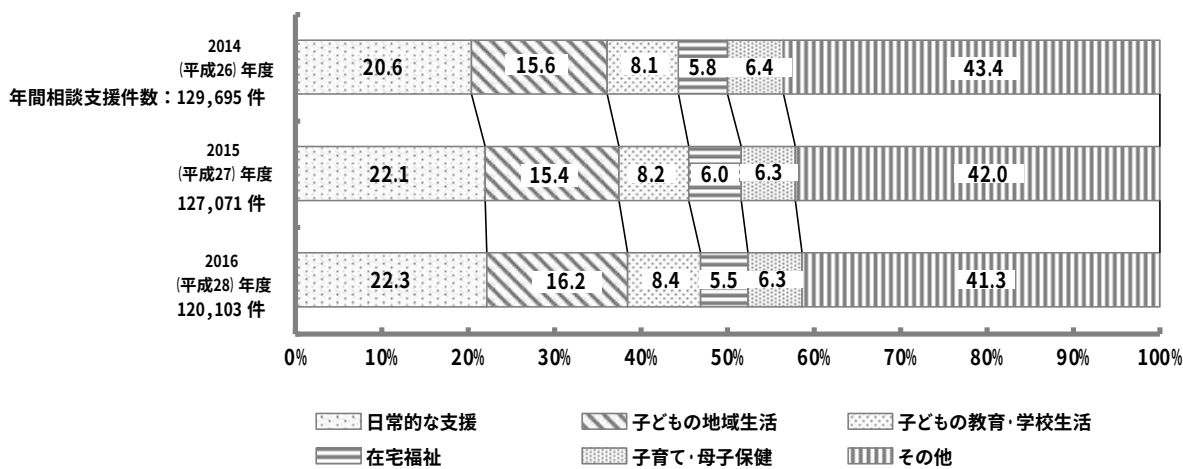
出展：子どもの生活に関する実態調査（2017（平成 29）年 3 月）（抜粋）

(3) 地域における団体等の活動の状況

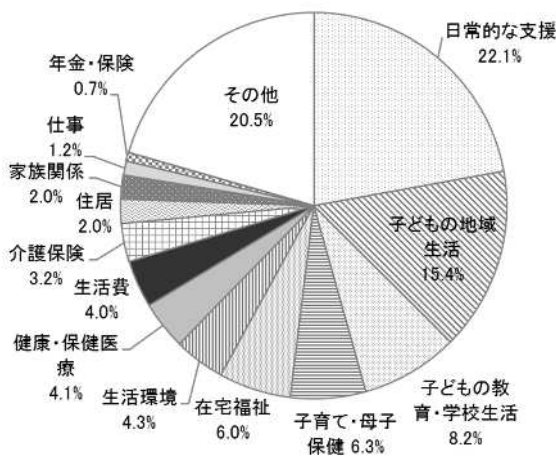
① 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数

2016（平成28）年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況をみると、日常的な支援の割合が22.3%と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が16.2%、子どもの教育・学校生活の割合が8.4%となっています。日常的な支援以外をみると、子どもの地域生活等の子どもの問題から、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。

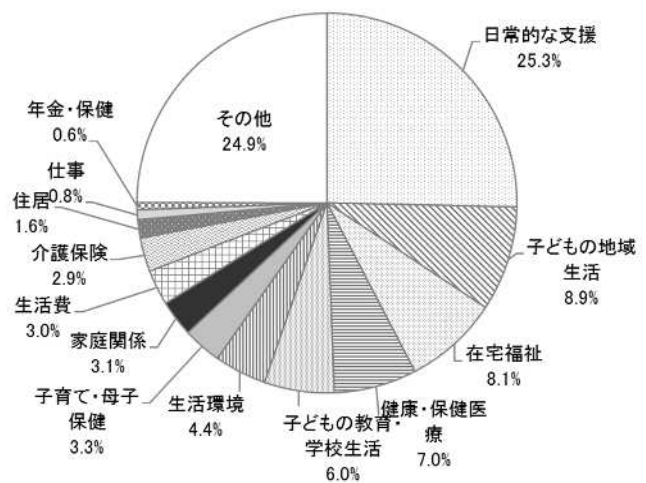
民生委員・児童委員の活動状況の推移



大阪市の活動状況
(2015 (平成 27) 年度)



全国の活動状況
(2015 (平成 27) 年度)



※活動状況のその他は、行政からのアンケート依頼や消費者被害防止のための啓発等

出展：大阪市福祉局・福祉行政報告例

(参考) 民生委員・児童委員の活動区分別相談・支援内容について

区分	相談・支援内容
在宅福祉	介護・介助に関する一般的な相談、介護保険を除く各種在宅福祉サービス(障害(児)者に対する各種サービス、食事サービス、入浴サービス、移送サービス等)の利用、日常生活自立支援事業の利用、介護保険施設を除く社会福祉施設への入所等についての相談、補装具、日常生活用具の給付・貸与や住宅改造、身体障害者手帳や療育手帳の交付に関すること等について相談・支援を行ったもの
介護保険	介護保険のサービス(居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域支援事業等)の利用、要介護認定、保険料、利用料に関すること等について相談・支援を行ったもの
健康・保健医療	心身上の疾病・障害の予防及び治療、医療費、精神保健、生活習慣病予防、リハビリテーション、健康増進(健康・食生活相談、健康教育)、健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度に関すること等について相談・支援を行ったもの(介護保険に関すること及び母子保健に関することを除く。)
子育て・母子保健	育児支援のための認定子ども園や幼稚園、保育所、福祉サービス等の利用、児童虐待、児童養護等子育ての問題に関すること、妊娠や出産等母子保健に関すること等について相談・支援を行ったもの
子どもの地域生活	子ども会や自治会行事への参加、遊び場や通学通園路の問題に関すること等について相談・支援を行ったもの
子どもの教育・学校生活	学校教育や進学の問題等子どもの教育に関すること、不登校やいじめの問題等学校生活に関すること等について相談・支援を行ったもの
生活費	生活保護の申請・受給、生活困窮者自立支援制度の利用、生活に必要な経費・貸付金・借入金(消費者金融、クレジットローン、税金等)、生活援助資金(生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構の奨学金及び高齢者住宅整備資金、障害者住宅整備資金等)、悪質な訪問販売等について相談・支援を行ったもの
年金・保険	厚生年金保険、国民年金、労災保険、雇用保険、自動車損害賠償責任保険等の年金・保険の問題及び児童、障害者、高齢者等の各種福祉手当等に関する相談・支援を行ったもの(健康保険、国民健康保険に関することを除く。)
仕事	就職、雇用、失業、出稼ぎ、職業指導、職業能力の開発、内職、仕事に関する資金の借入(生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金に関することを除く。)や機器購入に関すること等の相談・支援を行ったもの
家族関係	結婚、離婚、親子関係、扶養、相続、家庭不和、行方不明、近隣関係等の問題について相談・支援を行ったもの
住居	入所、立退き、借地、借家、家賃、家屋の補修、土地の売買、境界線、宅地等の問題について相談・支援を行ったもの
生活環境	危険箇所、公害、環境衛生等の環境問題への苦情に関すること等の相談・支援を行ったもの
日常的な支援	(1)～(12)のいずれにも該当しない内容のうち、他に代替手段がないなどによりやむを得ず、通院の付添、買い物の代行、ゴミ出し、除雪灰等軽易な日常生活に関する相談・支援を行ったもの
その他	(1)～(13)のいずれにも該当しない内容について相談・支援を行ったもの

出典：全国社会福祉協議会 民生部 2017(平成29)年度版 民生委員・児童委員 活動記録